

#### IV その他の支援

##### 2 学校の臨時休業に伴う支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (2) ファミリー・サポート・センター事業における学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援

支援内容	<p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センター事業を利用する場合において、利用料相当額を会員に補助します。</p>
対象者	<p>・ファミリー・サポート・センター提供会員（報酬の減免を受けられなかった依頼会員については、報酬を支払った当該依頼会員）</p>
申請手続に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金交付申請書</li> <li>・活動報告書（写）</li> <li>・請求書</li> </ul>
受付場所及び受付時間	<p>受付場所：津山ファミリー・サポート・センター 津山市新魚町17番地アルネ・津山5階 （津山男女共同参画センター「さん・さん」内）</p> <p>受付時間：午前10時～午後7時（月・水～金曜日） 午前10時～午後6時（土・日曜日） ※火曜日・祝日は休館</p>
問い合わせ先 （申請先）	<p>津山ファミリー・サポート・センター （電話）0868-31-8753</p>
備考	